

新型コロナウイルス感染症の対応について

◆児童に関連した対応

本人が感染	本人 出席停止 （入院または自宅療養 治癒するまで） 在籍学級 保健所と相談し、学校医とも連携し、学級閉鎖の判断をする。 学校 保健所と相談し、学校医とも連携し、当該児童の学校内における態様や地域の感染拡大の状況を確認し、臨時休業等の必要性の決定をする。	保健所が行う行動履歴把握や濃厚接触者の特定等調査、消毒等処置への協力。
本人が濃厚接触者	本人 出席停止 （期間）最終接触した日から2週間経過するまで	本人がPCR検査で陽性 本人がPCR検査で陰性 → 指示期間終了後登校
同居家族が濃厚接触者	本人 登校可能(検査結果待ちの間は自宅待機) ただし、感染している可能性がある等、保護者からの申し出により合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。	家族がPCR検査で陽性 家族がPCR検査で陰性 → 登校可能
本人に風邪症状等がある	本人 出席停止 高熱や呼吸器症状が続く場合は、帰国者・接触者センター※1に相談 症状が快癒 → 登校可能	
保護者から感染不安等で学校を休ませたいと相談された場合	欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。その上で、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいるなど、合理的な理由があると校長が判断する場合は、 出席停止も可 。（同居家族の風邪症状等で欠席の場合も同様）	

- 教職員に関連した対応についても、上記に準じて実施します。
- 国および滋賀県のガイドライン等を参照し、作成しています。
- ご心配、ご不明な点等ございましたら、学校までご相談ください。

※1 帰国者・接触者センター

大津市以外 電話 077-528-3621（毎日 24 時間）
 Email s-support@office.email.ne.jp
 大津市 電話 077-526-5411（毎日 8：40～20：00）
 080-2409-1856（毎日 20：00～8：40）
 Email otsu1443@city.otsu.lg.jp

<新型コロナウイルス豆知識>

※厚生労働省ホームページより

①濃厚接触の判断要素

濃厚接触かどうかを判断するうえでの重要な要素は、「距離の近さ」と「時間の長さ」です。
具体的には、必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で 15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

ただし、15 分間、感染者と至近距离にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断することになります

②濃厚接触者の判断の対象となる方

ウイルスがうつる可能性がある期間(発症 2 日前から入院等をした日まで)に感染者と接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

